

■ 通知預金

平成 24年 12月 10日 現在

商品名	通知預金	
販売対象	法人および個人の方。	
期間	期間の定めはございません。（ただし、預入日から7日間は据置期間となります。）	
預入方法	預入方法	一括預入
	預入金額	1万円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	解約時に一括して払い戻しいたします。 （ただし、解約する日の2日前までに通知が必要となります。）	
利息	適用金利	毎日の店頭表示の利率を適用いたします。
	利払方法	解約時に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人は20%の源泉分離課税が適用されます。（マル優をご利用の場合は除きます。） 平成25年～平成49年の間、「復興特別所得税」が附加された20.315%の源泉分離課税が適用されます。 ・法人は総合課税が適用されます。	
手数料	——	
付加できる特約事項	本預金はマル優対象商品です。	
中途解約時の取扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。	
金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。	
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓口：「お客さまご相談窓口」】 0120-999-349 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.keiji-shinkumi.net</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記「お客さまご相談窓口」または下記窓口までにお申し出ください。</p> <p>【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 （全国信用組合会館内）</p>	
その他参考となる事項	預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1千万円までとその利息等が保護されます。	